

立入検査について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、その職員に、廃棄物の処理、施設の構造・維持管理に関し、帳簿書類等の物件を検査させ、試験のために廃棄物を無償で収去させることができる。
拒否、妨害、忌避行為については、30万円以下の罰金の対象となる。

立入検査の対象

- ① 排出事業者の事務所・事業場
- ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者の事務所・事業場（無許可業者による不法投棄現場、無許可設置施設を含む。）
- ③ 廃棄物処理施設のある土地・建物
- ④ 廃棄物が地下にある土地（旧最終処分場など）

廃棄物の不適正処理がされた土地の所有者の事務所

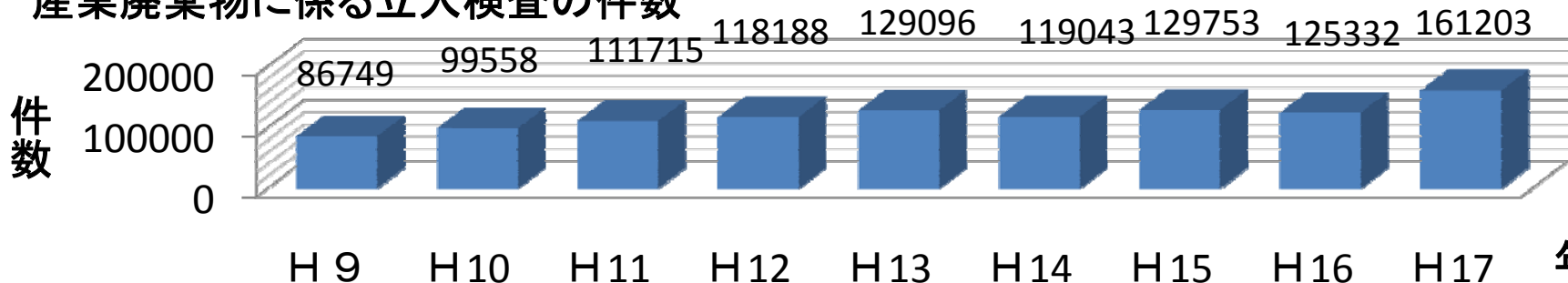
実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく立入検査の対象とはならない。

産業廃棄物の不法投棄の疑いが相当程度確実と思われる土地に立入検査を行うこととし、土地所有者へ当該土地への立入り等の承諾を求めたところ、土地所有者が私有地への立入を拒否する事例あり。

収集運搬車両

現行法では、法律に基づく立入検査の対象とはならない。（運転席にある書類の検査などができない。）

産業廃棄物に係る立入検査の件数



○ 平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図り、これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ厳正に実施するべきであることを明確にした。

○ 平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても立入検査を可能にした。

措置命令について

概要

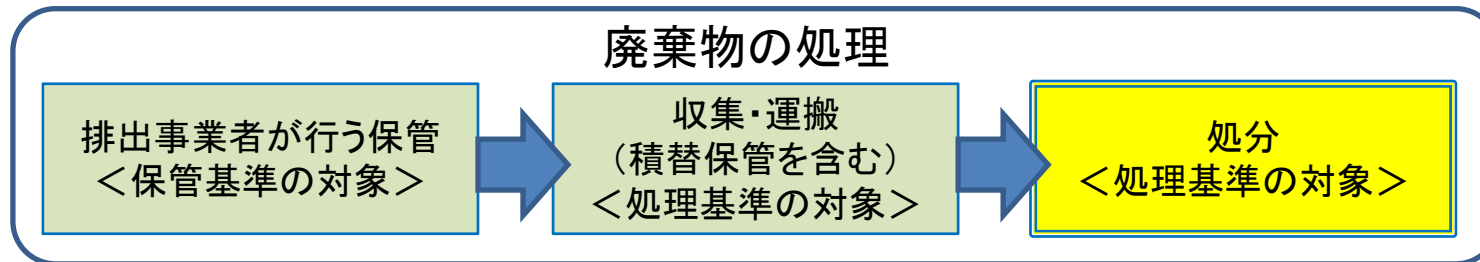
既に行われた違法な処分に起因する、生活環境保全上の支障等の除去・発生の防止のために必要な措置を講ずることを、行政が処分者等に対し命ずるもの。

発出要件

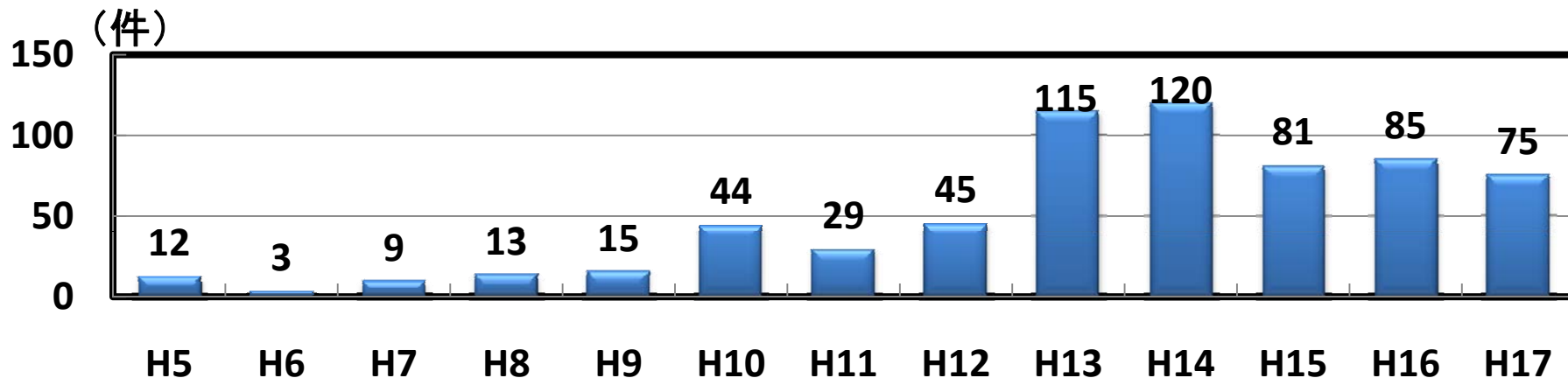
以下①②のいずれも満たすときに、発出することができる。

- ① 廃棄物の廃棄物処理基準に適合しない不適正な処分が行われたとき
- ② 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

現行法上、措置命令の対象となっている行為の範囲



■措置命令(第19条の5)発出件数



罰則規定について

対象となる違反行為	罰則
<p>不法投棄・不法焼却(未遂も含む) 無許可営業、無許可施設設置 許可の不正取得 事業停止命令違反、措置命令違反 委託違反 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の処理基準違反 など</p>	<p>5年以下の懲役 1000万円以下の罰金 又はこれらの併科 * 下線は、法人重課の対象であり、法人に対して、 1億円以下の罰金刑(※)</p>
<p>委託基準違反、再委託基準違反、 施設の改善・使用停止命令違反、改善命令違反 施設の無許可譲受・借受、 不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(予備罪) など</p>	<p>3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこれらの併科</p>
<p>欠格要件に該当した場合の届出違反 使用前検査の受検義務違反 マニフェスト義務違反 など</p>	<p>6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金</p>
<p>帳簿義務違反、維持管理記録義務違反、 報告徴収の拒否・虚偽報告 立入検査・収去の拒否・妨害・忌避 など</p>	<p>30万円以下の罰金</p>

※ 法人重課:両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を違反した行為者よりも高くすること。

産業廃棄物適正処理推進センターの支援

平成9年6月の廃掃法改正により、産業廃棄物の適正処理確保のための事業者の自主的な活動を推進することを目的として指定した法人であり、産業廃棄物適正処理推進基金の運営等を行っている。

不法投棄等の不適正処分

【廃棄物処理法上の処理基準（法第12条第1項又は法第12条の2第1項）に違反する処分】

生活環境の保全上の支障又は生ずるおそれ

都道府県知事等による措置命令（支障の除去等を命令）

【法第19条の5：処分者、委託基準違反の排出事業者等】 【法第19条の6：注意義務違反の排出事業者等】

（原因者による支障の除去等がなされない場合）

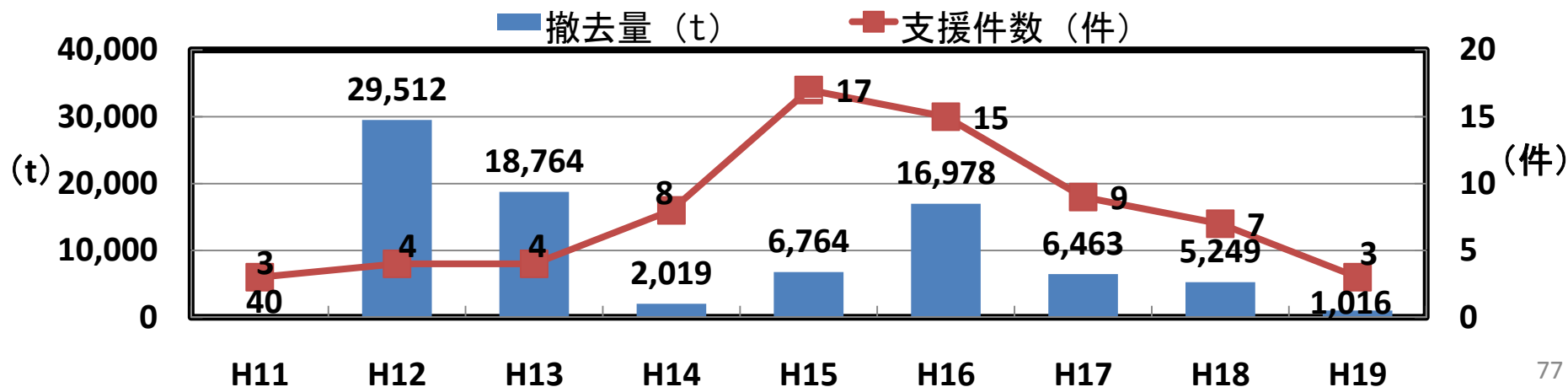
原因者による支障の除去等

都道府県等による行政代執行（知事等の裁量。費用は原因者に求償）
【法第19条の8】

（都道府県等が要した費用について支援）

産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支援（改正法施行（平成10年6月）以降のもの）

産業廃棄物適正処理推進センターによる支援の実績



多量排出事業者処理計画制度の概要

平成3年改正

- 事業者に対して都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示

平成9年改正

- 事業者の作成する処理計画に関して、廃棄物の減量の視点が明確に

平成12年改正

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン(特管産廃は50トン)以上の事業場を設置している排出事業者は、処理計画の提出・計画の実施状況の報告を義務付け
- 都道府県知事は、計画及びその実施状況について、1年間公衆の縦覧に供する方法で公表

処理計画の基準

- 当該事業場の事業概要を記載すること
- 以下の事項を定めること
 - ・ 計画期間
 - ・ 処理に係る管理体制に関する事項
 - ・ 排出抑制・分別・再生利用・処理に関する事項
- 以下を記載した処理計画書を添付すること
 - ・ 前年度の産業廃棄物発生量
 - ・ 以下の本年度の目標量
 - ① 産業廃棄物発生量
 - ② 自己直接再生利用量
 - ③ 自己直接埋立処分・海洋投入量
 - ④ 自己中間処理量
 - ⑤ 自己中間処理残さ量
 - ⑥ 自己中間処理後の再生利用量
 - ⑦ 自己中間処理後の自己埋立処分・海洋投入量
 - ⑧ 直接委託・自己処理後委託処分量

実施状況報告

- 以下を記載した処理計画実施報告書を提出すること
 - ・ 産業廃棄物発生量の目標
 - ・ 処理計画の以下事項の実施状況
 - ① 産業廃棄物発生量
 - ② 自己直接再生利用量
 - ③ 自己直接埋立処分・海洋投入量
 - ④ 自己中間処理量
 - ⑤ 自己中間処理残さ量
 - ⑥ 自己中間処理後の再生利用量
 - ⑦ 自己中間処理後の自己埋立処分・海洋投入量
 - ⑧ 直接委託・自己処理後委託処分量

- ※ 処理計画は6月30日までに提出
- ※ 実施状況報告は、翌年度の6月30日までに提出

多量排出事業者処理計画・実施状況報告書の提出状況

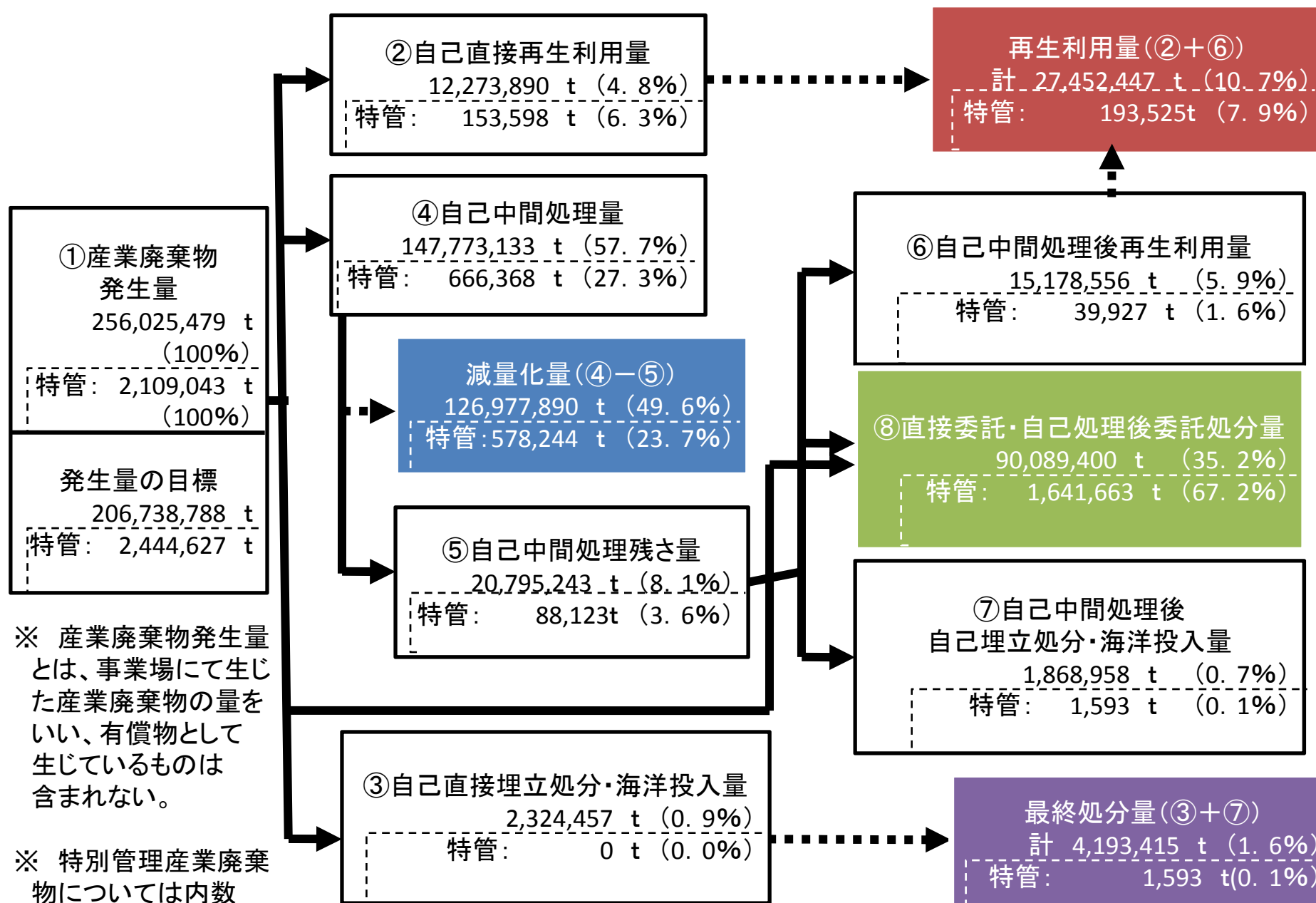
業種	処理計画の提出事業場数	実施状況報告書の提出事業場数
農業	22	22
林業	0	0
漁業	0	0
鉱業	50	49
建設業	4328	4386
製造業	4703	4700
電気・ガス・熱供給・水道業	876	872
情報通信業	53	56
運輸業	13	13
卸売・小売業	12	13
飲食店・宿泊業	0	0
医療、福祉	552	545
教育、学習支援業	10	11
複合サービス業	5	5
サービス業(他に分類されないもの)	60	55
公務	67	68
その他	9	9
合計	10760	10804

(平成17年度実績。事業者からの報告の集計値のため、各値に差異が生じている。)

多量排出事業者の業種別産業廃棄物発生量等

業種	発生量の 目標	計画の実施状況							
		①発生量	②自己直 接再生利 用量等	③自己直 接埋立処 分量等	④自己中 間処理量	⑤自己 中間処理 残さ量	⑥自己 中間処理 後再生利 用量	⑦自己中 間処理後 自己埋立 処分量等	⑧直接 委託・自己 処理後委 託処分量
農 業		308,729	1,300	200	281,515	66,358	65,358	0	20,113
林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	2,413,207	2,407,713	31,670	244,079	2,047,934	700,432	601,068	123,530	54,562
建 設 業	32,320,614	32,569,199	407,828	227,794	2,735,020	1,603,715	1,978,746	23,142	28,736,489
製 造 業	110,961,495	157,207,159	11,758,290	311,713	91,793,253	16,218,200	12,060,053	1,640,727	49,619,374
電気・ガス・熱供 給・水道業	58,478,828	61,475,695	197,373	1,531,595	48,517,470	1,927,736	382,236	81,515	11,663,005
情報通信業	68,843	86,814	0	0	0	0	1,250	0	85,564
運 輸 業	15,540	130,643	948	0	113,257	109,518	109,285	0	16,663
卸売・小売業	193,055	167,796	0	0	112,633	8,858	64	0	50,023
飲食店・宿泊業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療、福祉	165,487	196,795	0	0	14,969	2,930	1,001	0	180,997
教育、学習支援 業	1,935	2,253	0	0	477	167	0	0	1,942
複合サービス業	18,259	18,129	0	0	13,172	604	0	0	5,561
サービス業(他に 分類されないもの)	239,834	296,034	28,899	9,076	243,109	36,817	7,534	1,638	70,556
公 務	3,607,352	3,558,293	0	0	2,537,025	200,576	4,661	0	1,217,400
そ の 他	37,202	44,855	1,180	0	29,666	7,457	7,227	0	8,817

多量排出事業者の産業廃棄物発生量等のフロー

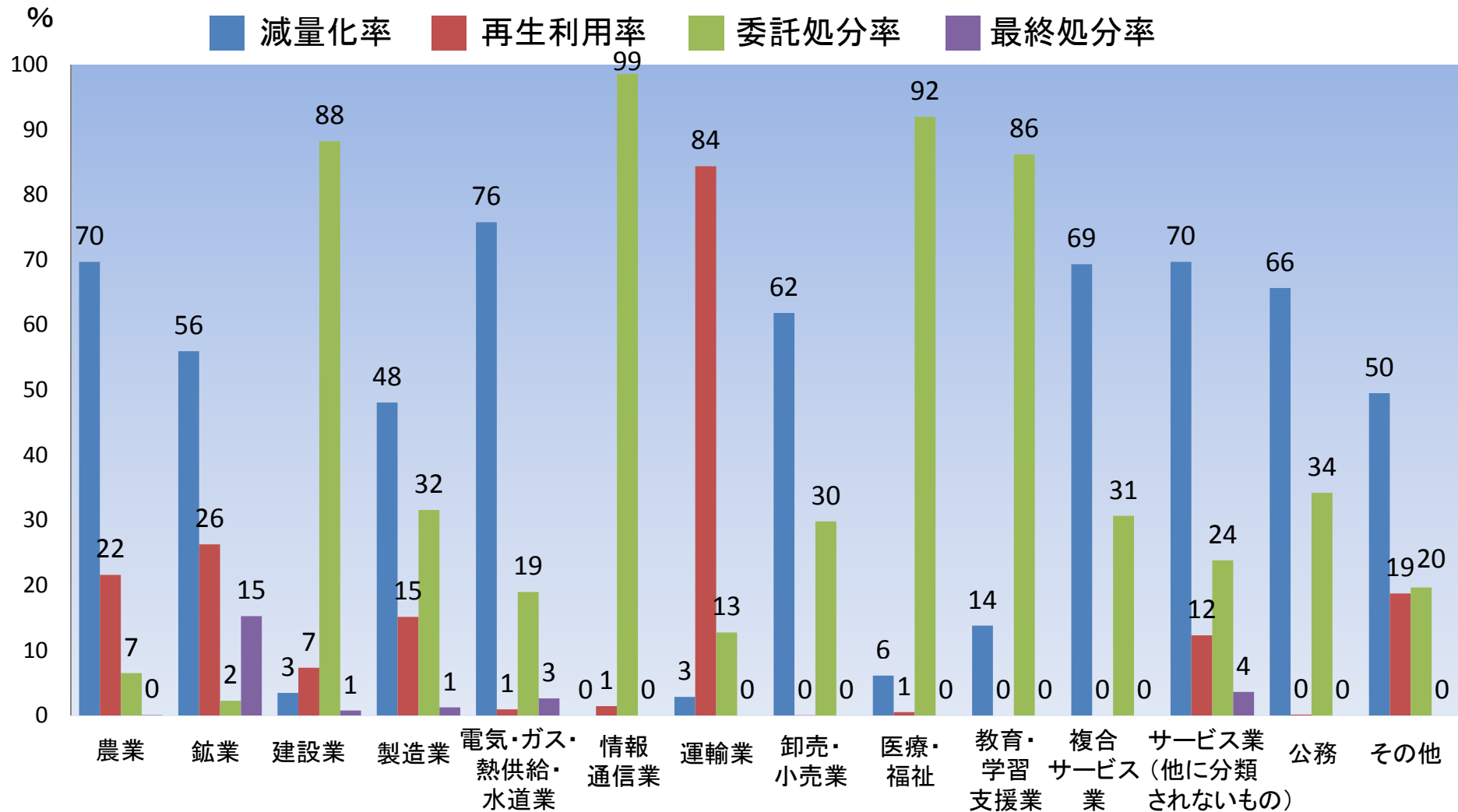


※ 産業廃棄物発生量とは、事業場にて生じた産業廃棄物の量をいい、有償物として生じているものは含まれない。

※ 特別管理産業廃棄物については内数として示している。

実施状況報告書に基づく業種ごとの減量化率、再生利用率等

平成17年度実施状況報告 提出数:10804
 平均減量化率:49% 平均再生利用率:11% 平均委託処分率:35% 平均最終処分率:2%



- (注1) 減量化率 : 産業廃棄物発生量のうち、自己中間処理量から自己中間処理残さ量を除いた量の割合。
- (注2) 再生利用率: 産業廃棄物発生量のうち、自ら再生利用した量の割合。委託後の再生利用量は含まない。
- (注3) 委託処分率: 産業廃棄物発生量のうち、直接又は自ら処理後、他社に処理委託した量の割合。
- (注4) 最終処分率: 産業廃棄物発生量のうち、直接又は自ら処理後、自ら埋立処分又は海洋投入した量の割合。委託後の最終処分量は含まない。

再生利用認定制度

制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
 - ・処理施設の設置が非常に困難
- ↑
- ・再生利用の大規模・安定的な推進

生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

制度の概要

認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

認定品目

廃ゴム製品
廃プラスチック類
シリコン汚泥
廃肉骨粉
廃木材(一廃)
建設汚泥(産廃)

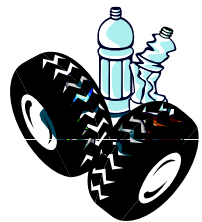
【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物
(バーゼル規制対象物)

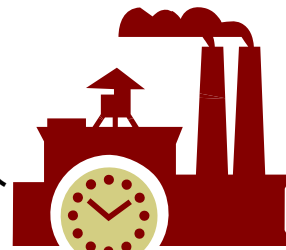
非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

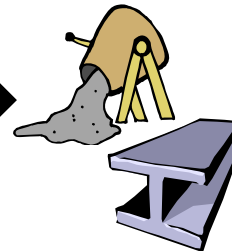


原材料として投入



生産設備等
(製鉄所、セメントキルン等)

再生利用

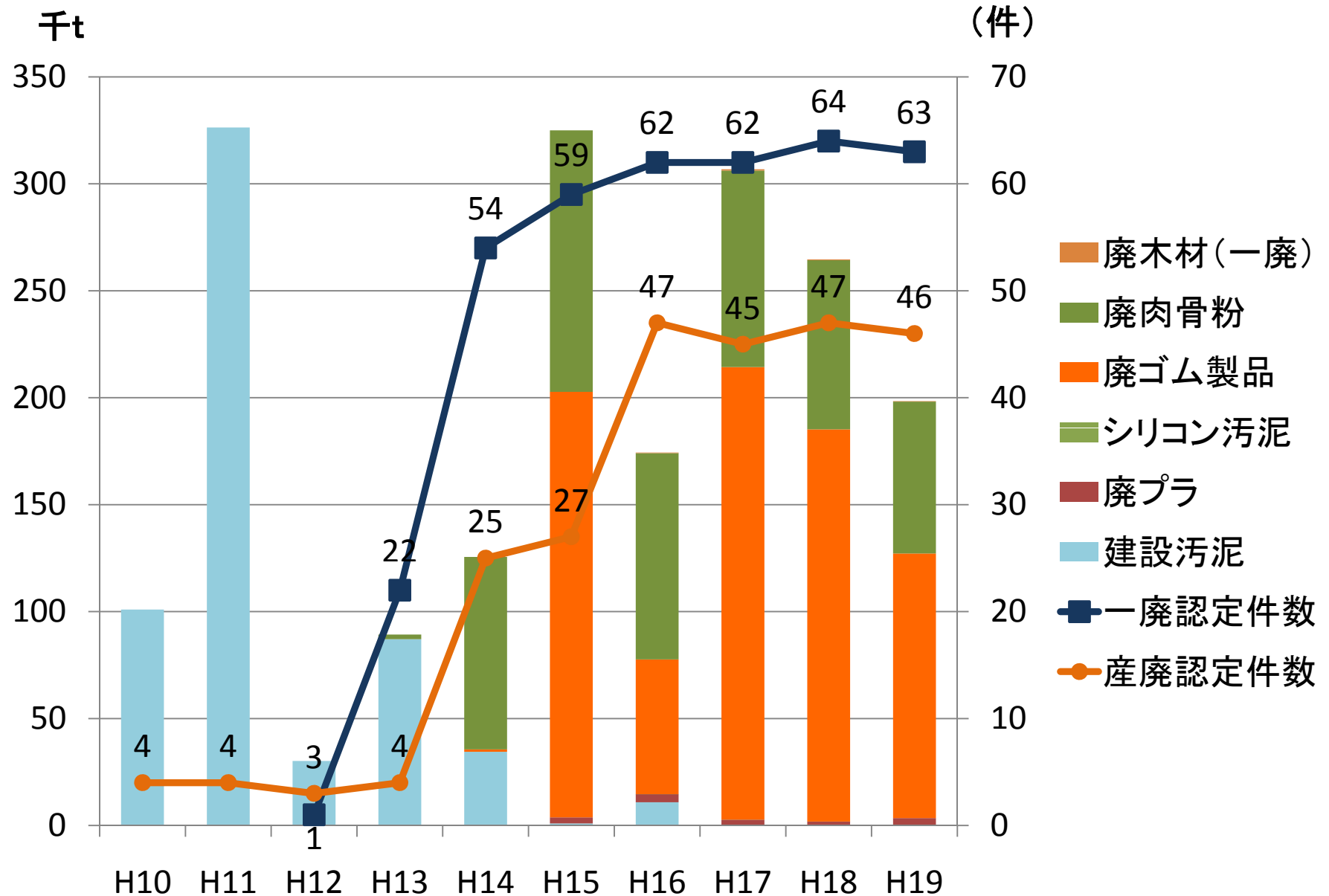


製品(鉄、セメント等)

認定実績(H21年4月末)

一般廃棄物: 63件
産業廃棄物: 48件

再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



広域認定制度

制度の趣旨・背景

- ・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの（製造事業者等）が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。
- ・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

制度の概要

認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

認定品目

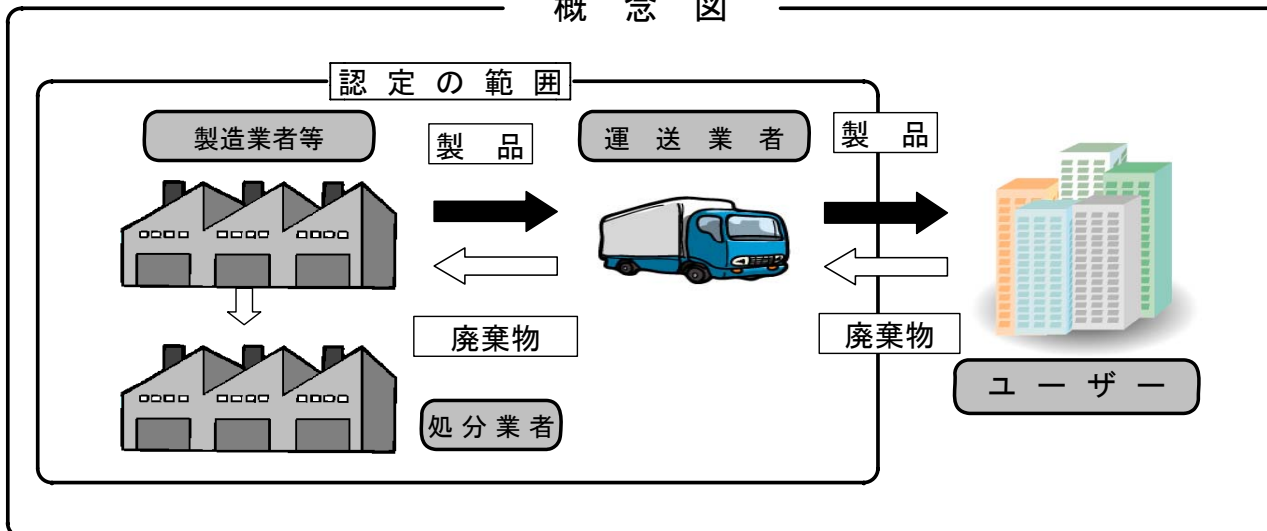
一般廃棄物：品目を限定

廃スプリングマットレス、廃消火器、廃開放型鉛蓄電池等

産業廃棄物：品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・自動二輪車、建築用複合部材等

概念図



認定実績 (H21年4月末)

一般廃棄物：73件
産業廃棄物：167件

広域認定制度における報告書

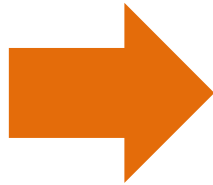
広域認定を受けて行う処理の内容が、認定基準である、
廃棄物の減量・適正処理が確保されているものであることを確認する必要



広域認定を受けた者は、毎年、前年の処理に関して、廃棄物の種類ごとに
一定の事項を記載した報告書を提出しなければならない

報告書の内容

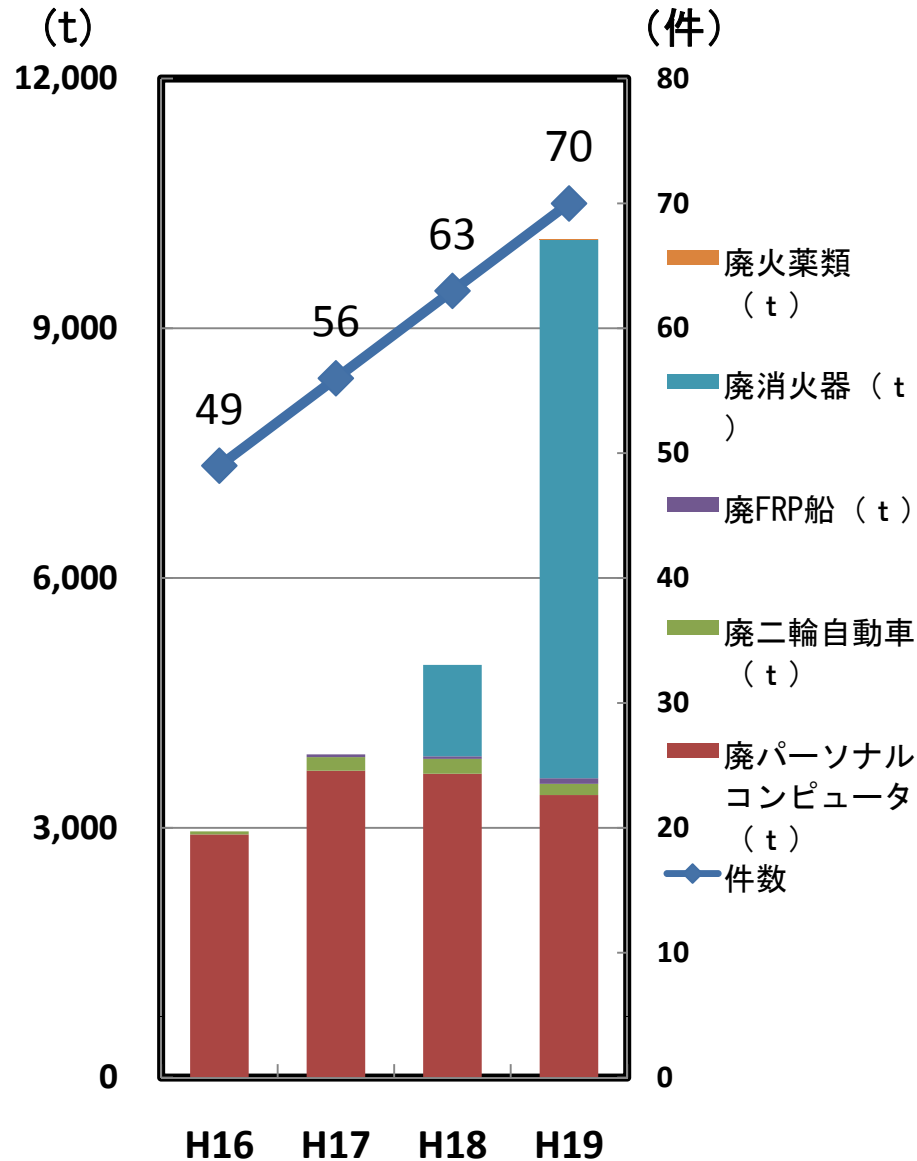
1. 氏名・名称、住所、法人代表者
2. 認定年月日、認定番号
3. 申請に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量
4. 再生を行った場合は、再生品の種類ごとの数量
5. 熱回収を行った場合は、熱回収により得られた熱量



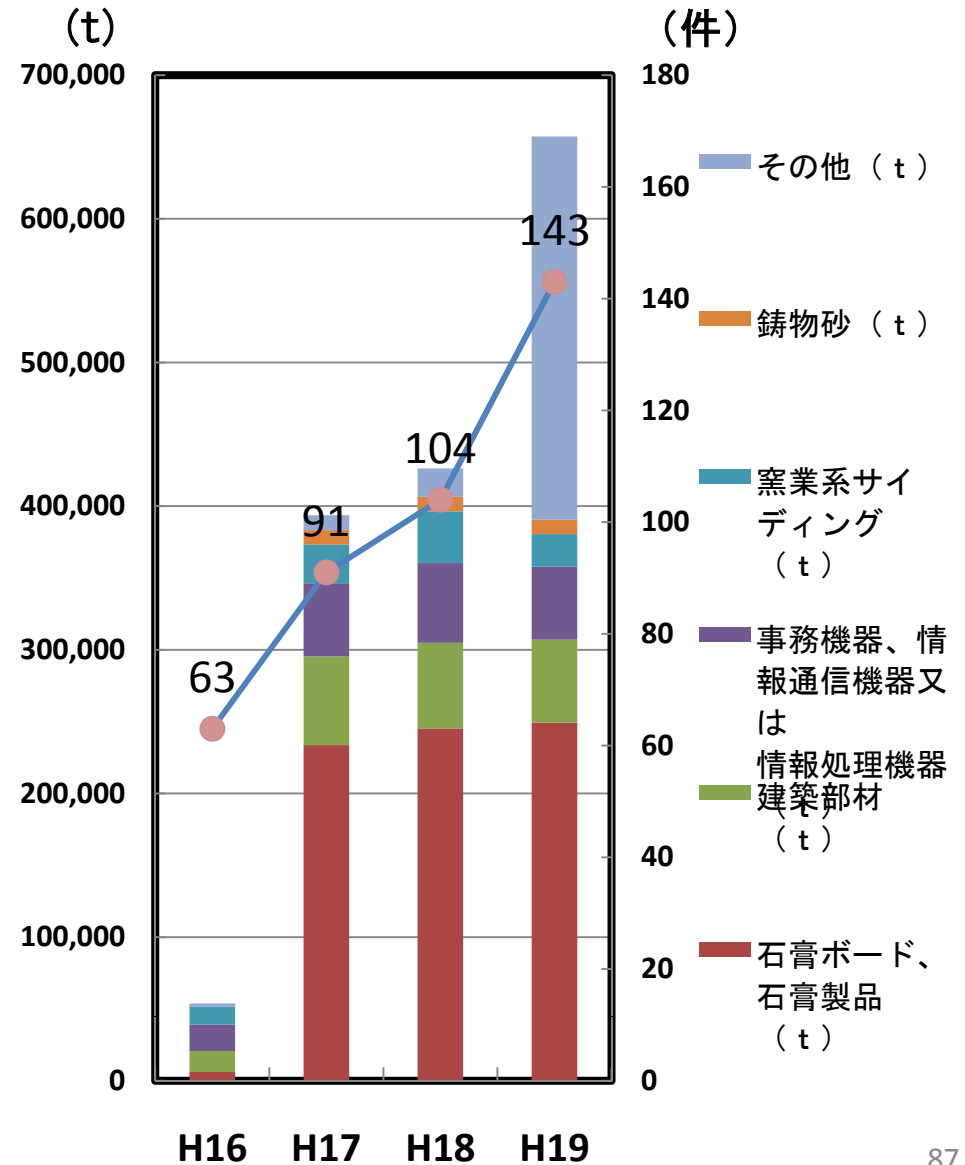
製品の性状・構造等を熟知している製造事業者等が処理を担うことにより、製品設計への反映等も含め高度な再生処理等を行うことができるという制度趣旨の下、どのように処理・製品設計への反映等が行われたが明らかでない。

広域認定制度の認定件数と処理量の推移

一般廃棄物



産業廃棄物



地方自治体の運用の状況

住民同意制

概要

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者に対し、法律上の設置許可要件に加えて、地元住民の同意を得ることを、設置の要件としていること。

主な目的

住民と施設を設置しようとする者との間の紛争を防止するため。

※ この他、条例で、事業の計画書とそれについての説明会の計画書を事前に提出することを義務付け、知事が、住民・関係市町村・設置しようとする者の意見を調整するとしているものなどがある。

代表的な例

要綱において、以下のように規定。

- ① 関係住民の同意書を取得
- ② 知事に対し事業の計画書を提出し、許可申請の事前に協議
- ③ 事業者は、知事から事前協議終了の通知を受けてから、許可申請を行うものとする

域外廃棄物の搬入規制

概要

域外で発生した産業廃棄物を搬入しようとする者に対し、搬入に際して、自治体から承認を得ることなど事前の審査をすることを求め、何らかの制限を行うこと。

主な目的

- 区域外からの廃棄物の流入の事前把握のため。
- 不適正処理を防止するため。
- 区域外からの廃棄物の流入量を減らすため。

代表的な例

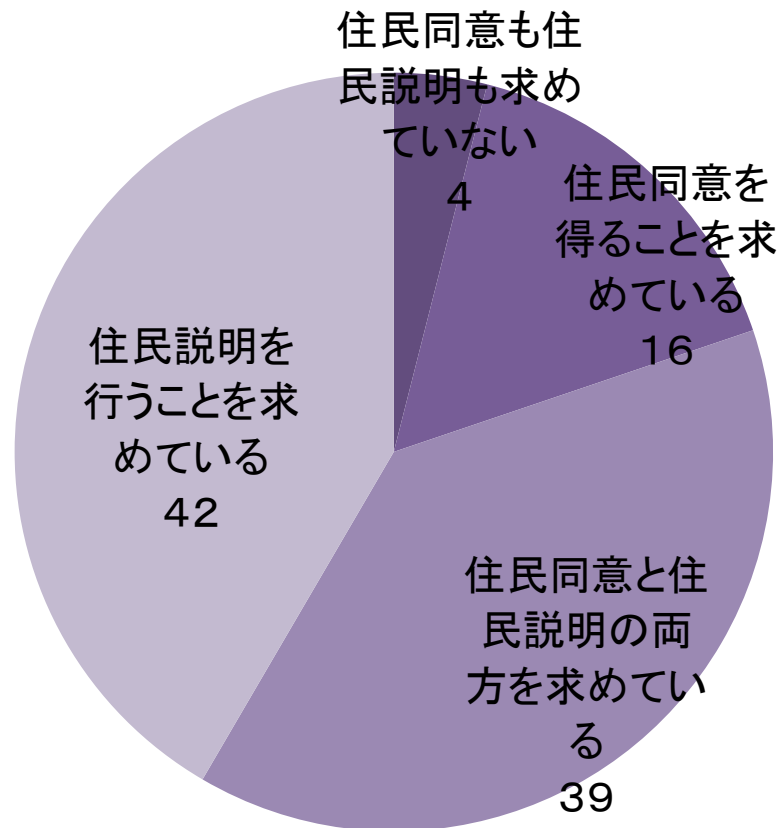
要綱又は条例において、以下のように規定。

- ① 域外産業廃棄物を搬入しようとする事業者は、知事に対し書面で事前に協議
- ② 知事は、独自の基準に適合することを審査・確認し、その旨を事業者に通知
- ③ 事業者は通知書を受けた後でなければ搬入してはならない
- ④ 事業者は、毎年、搬入状況について知事に報告

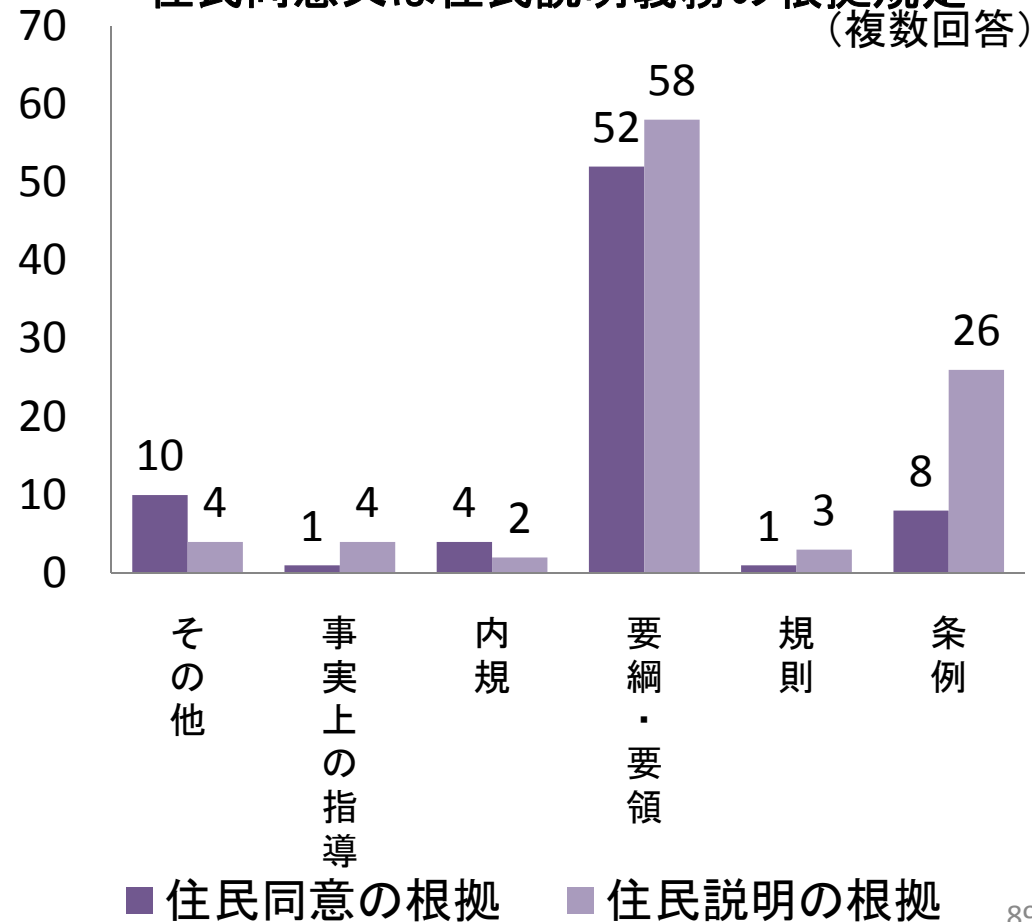
地方自治体における廃棄物処理施設の設置に関する住民同意・住民説明の導入状況

全自治体の90%が、住民同意又は住民説明の何れか又は両方を求めている。
 住民同意を求めている自治体：計55 住民説明を求めている自治体：計81

住民同意又は住民説明の義務付け状況



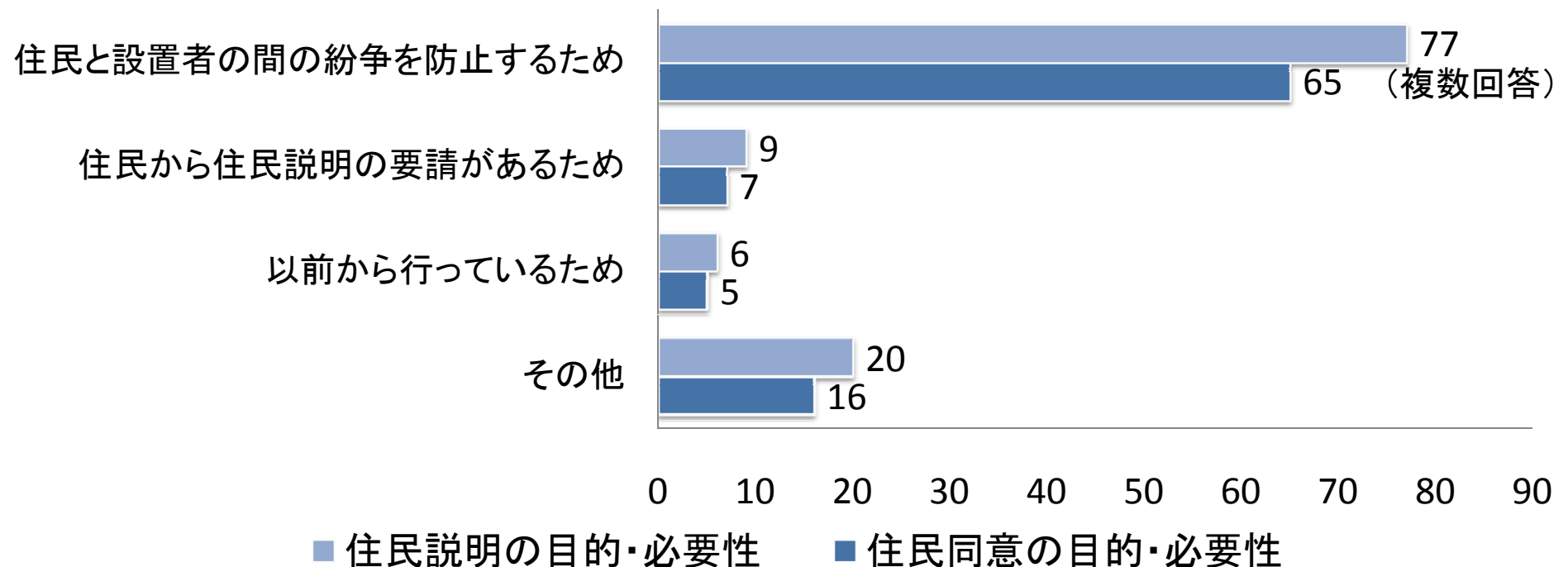
住民同意又は住民説明義務の根拠規定
 (複数回答)



地方自治体が住民同意・住民説明を義務付ける 目的・必要性

住民同意又は説明を求めている自治体の約70%が、住民と施設設置者の間の紛争を防止することを目的としている。その他の目的・必要性としては、以下が挙げられた。

- ・住民からの要請のため、
- ・施設の円滑な設置・運営のため、
- ・地域住民に対する情報提供のため、
- ・事前に予測される生活環境保全上の問題点について相互に理解することにより施設設置を促進するため、
- ・住民の妥当な意見の反映

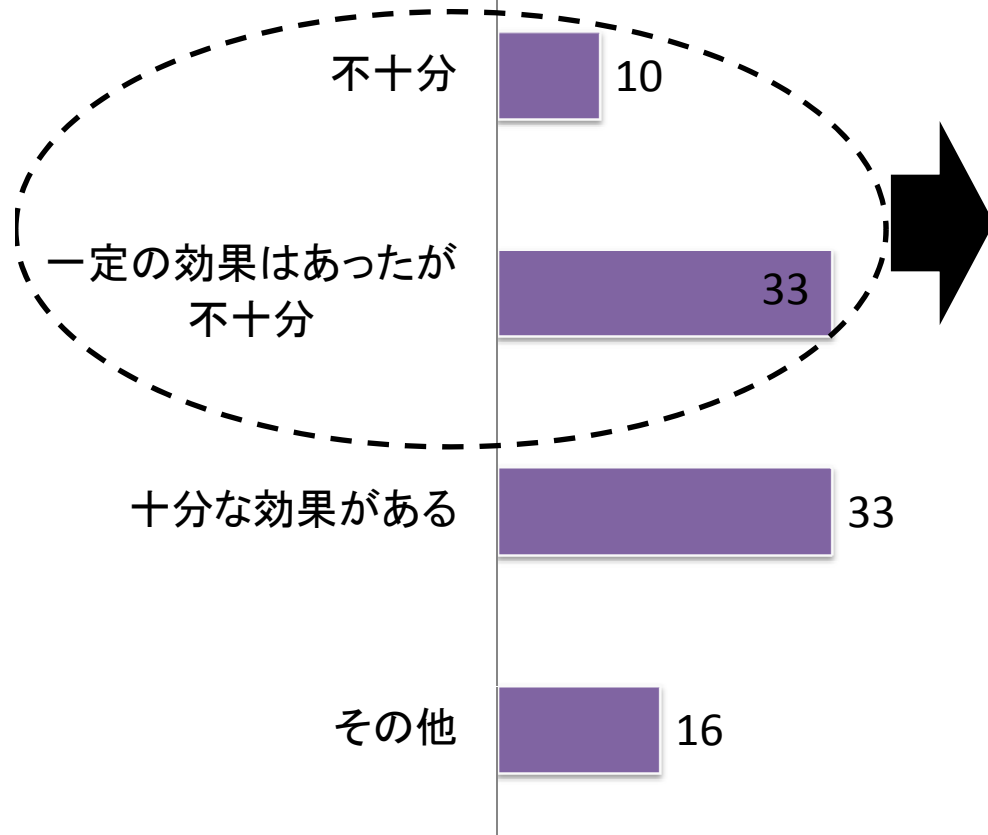


法律上の施設設置手続の効果について

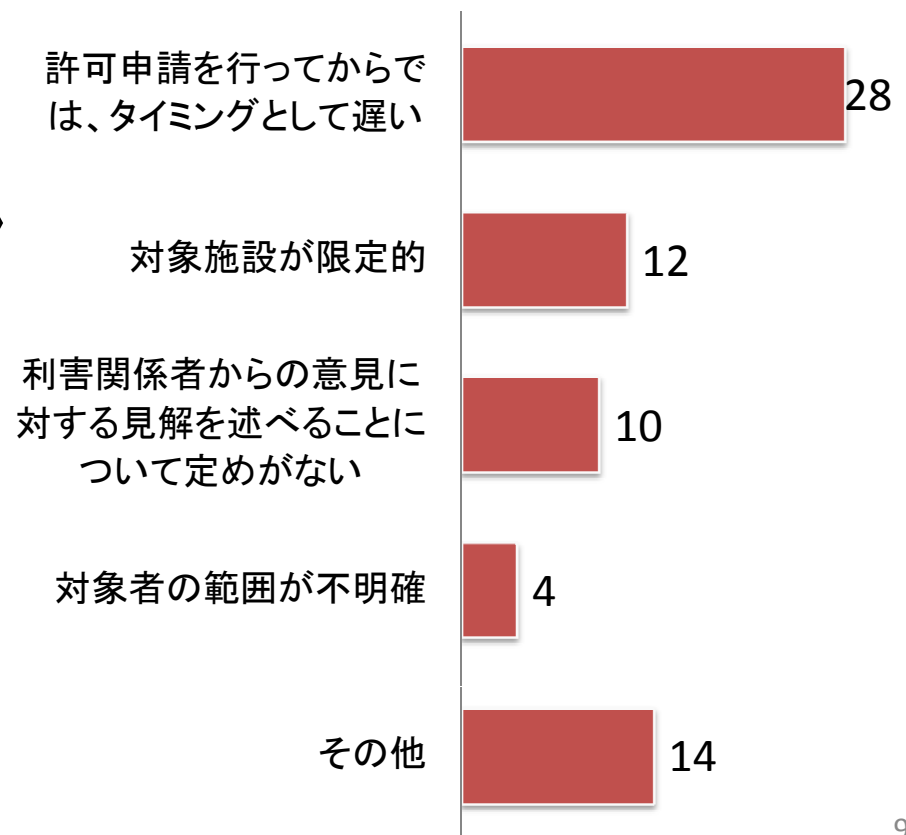
効果不十分とする理由として、許可申請を行ってからでは遅いという意見については、

- ・ 許可申請時点では、許可申請者は相当費用を費やしており、計画の変更が困難になる
- ・ 事業者が計画の再考をする期間が必要
- ・ 用地の取得や施設の建設計画の詳細が相当程度進行している状況である許可申請後の段階で住民に初めて情報公開されることになれば、かえって深刻なトラブルの発生を招きかねないという理由が挙げられている。

■ 施設設置手続における告示・縦覧、利害関係者等の意見提出の仕組みの効果について



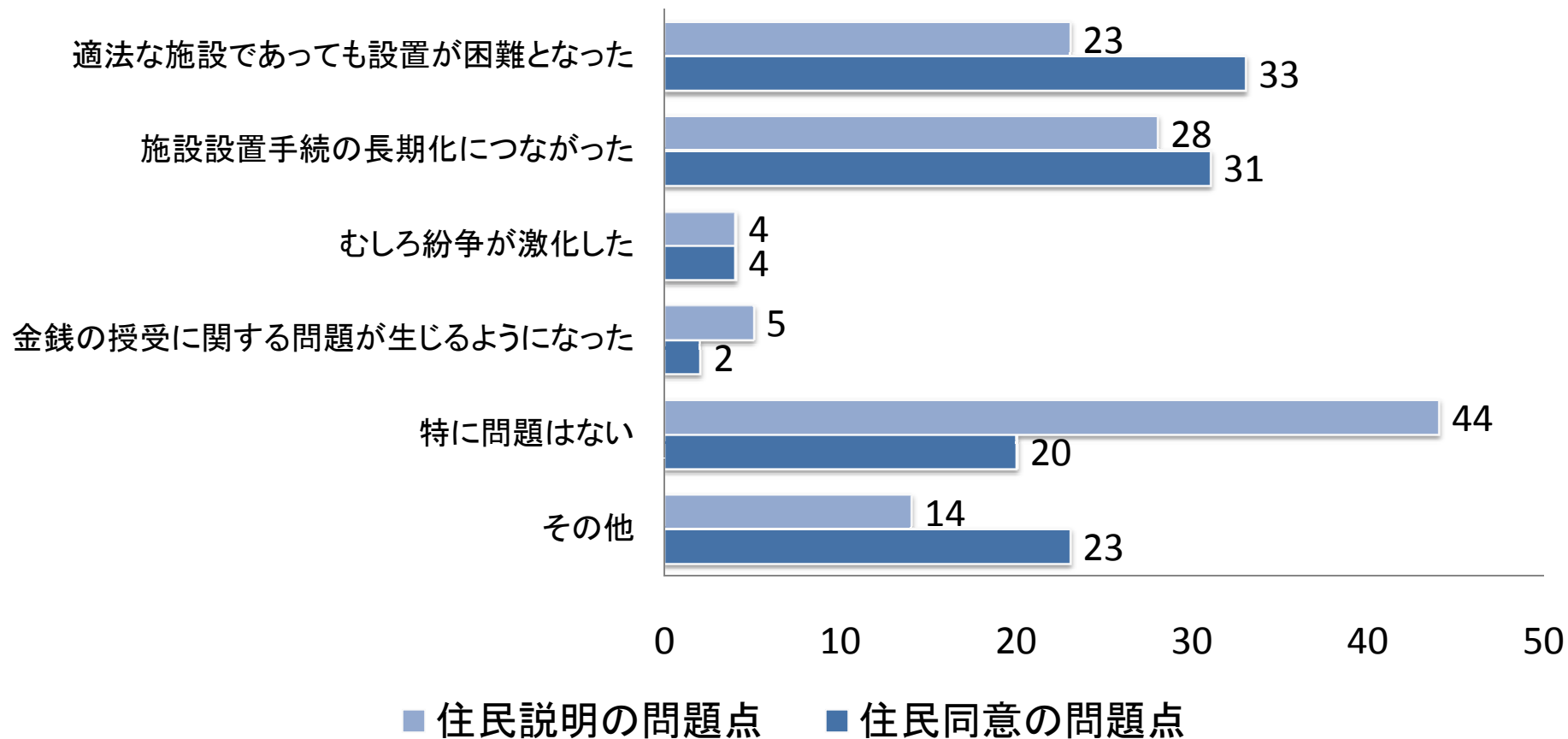
■ 不十分又は一定の効果はあるが不十分とする理由



住民同意・住民説明の義務付けにより生ずる問題点 (地方自治体の認識)

各自治体において住民同意又は説明について認識している問題点としては、適法な施設であっても、近隣住民等の反対のみをもって施設設置が困難になったり、手続きが長期化することが挙げられる。

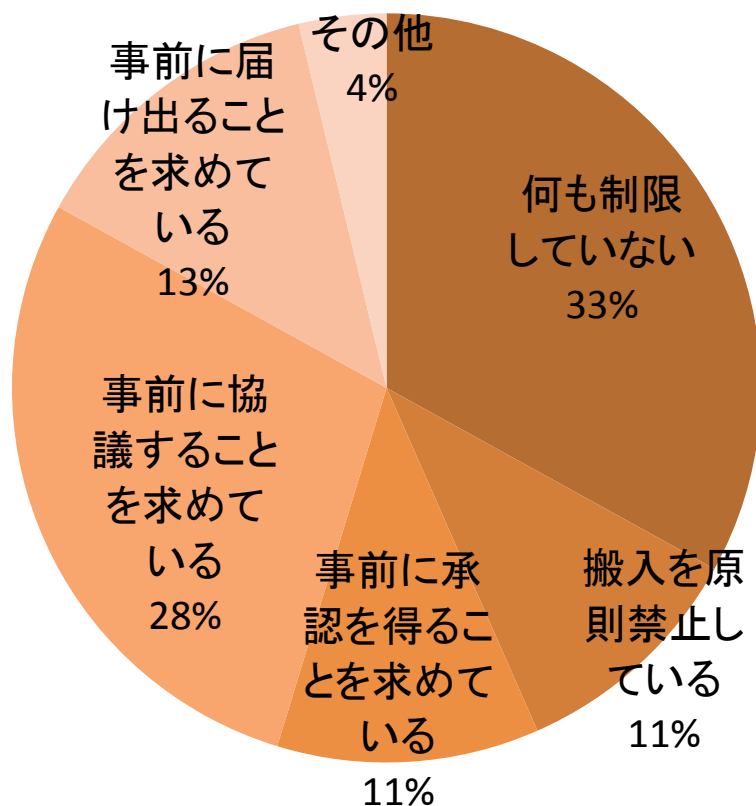
また、住民同意については、その他として、同意書を作成することに対する抵抗感から同意書取得が困難になることなどが挙げられた。



地方自治体における、区域外からの廃棄物の流入規制の導入状況について

区域外からの廃棄物の流入について、何も制限していない自治体は33%ある一方、原則禁止や事前承認制をはじめとする何らかの規制措置を設けている自治体は63%にのぼっている。

流入規制の義務付け状況



流入規制の根拠

